

木の香るとやまの街づくり事業 Q & A

目次

1 補助金額の算定・対象経費

- 1-1 内装（外装）の面積の考え方は。
- 1-2 内装（外装）に格子状に木材を使用する場合、補助金額はどのように算定するのか。
- 1-3 造作材と備品の違いは。
- 1-4 建築物と備品の違いは何か。
- 1-5 備品とはどのようなものが含まれるのか。
- 1-6 「県産材を使用した備品」とは何か。
- 1-7 備品の補助対象経費の範囲は。
- 1-8 屋外に設置する備品（ベンチ、遊具など）に防腐処理は必須か。
- 1-9 消費税の考え方は。
- 1-10 構造材(梁桁、柱など)に県産材を使用するが、アラワシにする場合は造作材扱いか。
- 1-11 補助金は誰に対して振込まれるのか。

2 申請書の作成等

- 2-1 着手日の考え方は。
- 2-2 「事業完了」とはどのタイミングを指すのか。
- 2-3 交付申請時に提出する見積書や図面は、どのようなものが必要か。
- 2-4 交付申請は、受理までどれぐらいの時間を要するのか。
- 2-5 過去に本事業を利用したが、再度事業を利用することはできるか。

3 事業執行

- 3-1 予定していた工期が後ろ倒しになった。
- 3-2 事業費が増減した。
- 3-3 現地調査はどのタイミングで受けるのか。
- 3-4 補助金はいつ振込まれるのか。

4 実績報告・調査（検査）

- 4-1 「事業主体による検査調書または納品書」とはどのようなものか。
- 4-2 支払確認書類とはどのようなものか。
- 4-3 現地調査（検査）では、どのような調査を行うのか。
- 4-4 建物の改修（内装木質化）と備品導入について申請したが、備品だけ先に共用することは可能か。

1 補助金額の算定・対象経費

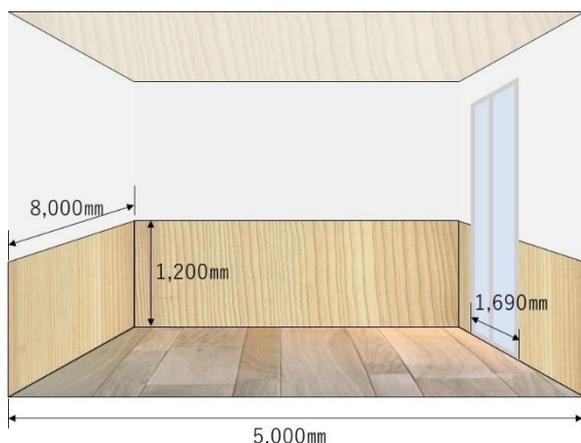
【問1-1】

内外装の面積の考え方は。

【答1-1】

内外装の木質化については、床、内壁、外壁、天井が補助対象として該当します。木質化を行う部分を平面で捉え、その合計面積に補助単価を乗じた値を補助金額とします。

例：幅5m、奥行8mの部屋について、天井・床は全面、壁は3面を高さ1.2mまで腰壁を設置して木質化する場合



(床)	8m × 5m	=	40.000m ²
(天井)	8m × 5m	=	40.000m ²
(壁)	1.2m × (8m × 2 + 5m)	=	25.200m ²
(窓)	1.2m × 1.690m	=	-2.028m²
計			103.172m ²

補助金額 103.172m² × 5,000円 = 515,000円
(千円未満切捨)

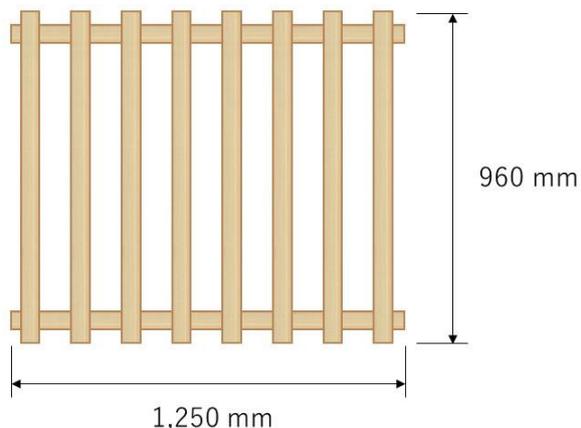
【問1-2】

内外装に格子状に木材を使用する場合、補助金額はどのように算定するのか。

【答1-2】

格子等の隙間は意匠して捉え、補助金額は木質化した面積で計算を行います。以下の例を参考にしてください。

例



$$960 \times 1,250 \div 1,000^2 = 1.2 \text{ m}^2$$

$$1.2 \text{ m}^2 \times 5,000 \text{ 円 (造作材単価)} = \underline{6,000 \text{ 円}}$$

【問 1 - 3】

造作材と備品の違いは。

【答 1 - 3】

壁下地等に固定したものは原則造作材として扱いますが、什器、棚などの役割を有するものは備品としています。

【問 1 - 4】

建築物と備品の違いは何か。

【答 1 - 4】

原則、以下のものを建築物として扱いますが、事前に相談いただくことが望ましいです。

- ・ 建築確認を要するもの
- ・ 地震等により倒壊する可能性があり、構造計算を行うことが望ましいもの

【問 1 - 5】

備品とはどのようなものが含まれるのか。

【答 1 - 5】

本事業では、什器、棚、家具、建具、遊具、木塀などが備品として扱われます。

【問 1 - 6】

「県産材を使用した備品」とは何か。

【答 1 - 6】

主たる材料が県産材であり、原則県内で加工されたものを指します。接合部材、補強材等にやむを得ず県産材以外を使用することは問題ありません。また、構造上県産材以外の材料（例えば、イスにおけるスチール製の脚、展示用什器のガラス板など）を使用する場合は、その材料費を除外して補助対象経費を決定します。

【問 1 - 7】

備品の補助対象経費の範囲は。

【答 1 - 7】

補助対象経費は、備品本体価格、運搬設置費、塗装費、デザイン費です。木製柵等を設置する場合は、基礎工事費も補助対象経費に含みます。撤去費、処分費は補助対象経費に含まれません。

【問 1 - 8】

屋外に設置する備品（ベンチ、遊具など）に防腐処理は必須か。

【答 1 - 8】

本事業により取得した財産の処分は、10年間実施しないことが要件となっており（実施要領第7条）、10年以内に発生した損傷等は、事業主体負担で補修等の対応をしていただく必要があります。そのため、腐敗による損傷のリスクの高い屋外においては、防腐処理等の対策が望ましいと考えられます。

【問 1 - 9】

消費税の考え方は。

【答 1 - 9】

- ・市町村が申請する場合・・・事業費、補助対象経費は消費税込みの金額

例：税抜き 200,000 円で県産材ベンチを導入する場合

事業費 : 220,000 円

補助対象経費 : 220,000 円

補助金額 110,000 円

- ・市町村以外が申請する場合・・・事業費は消費税込み、補助対象経費は消費税抜の金額

例：税抜き 200,000 円で県産材ベンチを導入する場合

事業費 : 220,000 円

補助対象経費 : 200,000 円

補助金額 100,000 円

【問 1 - 10】

構造材（梁桁、柱など）に県産材を使用するが、アラワシにする場合は造作材扱いか。

【答 1 - 10】

アラワシの場合は造作材として計算します。

【問 1 - 11】

補助金は誰に対して振込まれるのか。

【答 1 - 11】

本事業補助金は事業実施主体（＝申請者＝施主）へ助成されるものです。

2 申請書の作成等

【問 2-1】

着手日の考え方は。

【答 2-1】

本事業は着手日前に申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。着手日とは、補助対象箇所の工事に着手する日付を指します。備品の場合は、原則発注日を指します。

【問 2-2】

「事業完了」とはどのタイミングを指すのか。

【答 2-2】

物件・物品の引き渡し完了し、施工者に対する支払処理が完了した時点を指します。

【問 2-3】

交付申請時に提出する見積書や図面は、どのようなものが必要か。

【答 2-3】

提出書類は、事業費、補助金額を算出するために使用します。

- ・ 見積書・・・総事業費、(備品の場合は) 補助対象経費が分かるもの
- ・ 図 面・・・構造材使用箇所と寸法がわかるもの
造作材を張る面積が計算できるもの

【問 2-4】

交付申請は、受理までどれぐらいの時間を要するのか。

【答 2-4】

概ね 2 週間程度かかる場合が多いですが、書類不備、確認事項等があれば時間を要する場合があります。余裕をもって申請してください。

【問 2-5】

過去に本事業を利用したが、再度事業を利用することはできるか。

【答 2-5】

本事業は、1 施設あたり 1 回のみ利用が可能ですが、1 事業者あたりの事業申請数には制限はありません。また、同年度に複数施設を整備し、それぞれに本事業を利用することは妨げません。

3 事業執行

【問3-1】

予定していた工期が後ろ倒しになった。

【答3-1】

所管の農林振興センター（新川、富山、高岡、砺波）へご連絡ください。また、事業が年度を跨ぐ可能性がある場合は、手続きが必要なので、原則12月中に事業の見通しを報告してください。

【問3-2】

事業費が増減した。

【答3-2】

以下の場合に変更計画書を提出していただき、承認を受ける必要があります。所管の農林振興センターへご連絡ください。

- ・事業箇所の新設又は廃止
- ・事業量（費）の30%以上の減少

【問3-3】

現地調査はどのタイミングで受けるのか。

【答3-3】

現地工事が終了し、実績報告書を提出の上、共用（利用）開始までに現地調査を受ける必要があります。やむをえず調査前に共用する場合は事前確認依頼（様式第5号）を提出の上、共用開始前に現地調査を受けてください。

【問3-4】

補助金はいつ振込まれるのか。

【答3-4】

実績報告書を提出し、現地調査等により審査が完了し次第、支払手続きが行われます。事業完了前に振り込まれることはありません。

4 実績報告・調査（検査）

【問4-1】

「事業主体による検査調書または納品書」とはどのようなものか。

【答4-1】

客観的に事業が完了した事実を確認できる書類として、引渡しは又は工事が仕様どおり完了した旨を確認できる書類が必要になります。考え方は通常物品購入の際の「納品(書)-受領(受領サイン)」と同じです。

建築工事の場合は、いわゆる引渡書に、事業主体（建築主）が確認した証拠（サイン、押印）があるものなどが該当します。備品等の場合は、納品書に事業主体が確認した証拠（サイン、押印）が必要です。

【問4-2】

現地調査（検査）では、どのような調査を行うのか。

【答4-2】

調査では、主に提出書類の内容や、提出図面と現物（寸法）に相違がないかについて調査を行います。特に現地調査では、事業実施主体の方立会のもと、事業が適切に行われているか、「実績報告書とその添付書類」の内容と「補助事業により整備した施設・物品の仕様や寸法」の確認等を行います。

【問4-3】

建物の改修（内装木質化）と備品導入について申請したが、備品だけ先に共用することは可能か。

【答4-3】

原則、すべての工事（事業）が完了し実績報告書を提出の上、共用（利用）開始までに現地調査を受ける必要がありますが、やむをえずすべての工事（事業）が完了する前に一部又は全部を共用開始する場合は、事前確認依頼（様式第5号）を提出の上、現地調査を受けてください。

今回の場合は、備品だけを先に共用するため、備品分について事前確認依頼（様式第5号）を提出し現地調査を受ける必要があります。